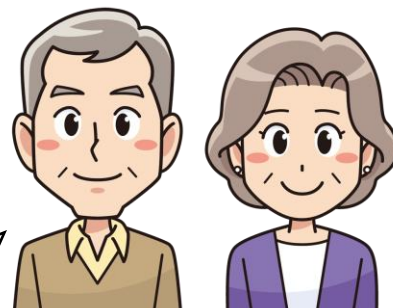


身寄りがないので
将来が心配…



やっとかあんしん生活事業

自分らしく、終わり方を
自分の意志で決めておきたい



やっとかあんしん生活事業とは…

身寄りがない、親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯を対象に、元気なうちに社会福祉協議会と契約し、必要な時にサービスを利用できる事業です。また判断能力の低下や死後の準備など、将来の問題についてもご相談に応じて一緒に考えていきます。ご相談は無料です。

●対象者

木曾岬町在住で契約内容をしっかりと理解できる満65歳以上の一人暮らし、または満65才以上の高齢者のみの世帯で、下記の全てに該当する方。

1. 支援可能な親族がない
2. 生活保護を受給していない
3. 負債がない



●サービス内容

(1)基本事業

生活相談サービス(必須)

- ・定期的に自宅を訪問、またはお電話で生活状況を確認します。
- ・日常生活の相談・情報提供および助言をします。

(2)選択事業

ア. 個別支援サービス

○日常生活支援

- ・日常生活上の手続き支援を行います。
- ・日常的金銭管理を行います。

○臨時の支援

- ・入院する際、入院中必要となる物品をお届けします。
- ・入院中の自宅に届いた郵便物をお届けします。
- ・その他、臨時で必要となる事務手続きおよび支払い手続きを行います。

○公正証書遺言書作成支援

- ・公正証書遺言書の作成に必要な書類等の手続き支援を行います。
- ・公証役場へ同行します。
- ・専門職の情報提供や相談窓口へ同行します。

イ. 保証機能サービス

○病院入院時保証機能

- ・入院する際、指定連絡先等へ連絡します。
- ・入院する際、入院中、退院する際の説明の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
- ・預貯金から払戻しができないとき、預託金による入院費用の支払い手続きを行います。
※時間外は、電話対応のみとなります。

○施設入所時保証機能

- ・入所説明時の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
- ・預貯金から払い戻しができないとき、預託金による入所費用の支払い手続きを行います。

ウ. 死後事務手続きサービス

○葬儀、埋葬等手続き支援

- ・死亡時の葬儀、埋葬等に要する手続き支援を行います。
- ・預託金による葬儀、埋葬費用の支払い手続きを行います。
※時間外は、電話対応のみとなります。
※法的に社協ができない手続きもありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

エ. 書類等預かりサービス

○日常書類等の預かり

- ・日常的に使用する通帳等をお預かりします。
- ・入院する際の貴重品等をお預かりします。
※お預かりする通帳は原則 1 冊、預貯金額は、おおむね 100 万円以下です。

○重要書類等の預かり

- ・重要書類等(年金証書、権利書など)をお預かりします。 ※現金、貴金属は対象外です。

注:「保証機能サービス」「死後事務手続きサービス」「書類等預かりサービス」を利用する場合は、
引受人(推定相続人)または公正証書遺言書において遺言執行者の指定が必要です。



●利用料(相談は無料です。契約後、会費と各サービスの利用料がかかります。)

入会金…無料 年会費…3,000円(社協の賛助会員として)

	サービス内容	利用料	預託金
基本事業	生活相談サービス	月2回までは無料 月3回目以降は1,200円/回 (1回1時間まで)	
選択事業	個別支援サービス		
	日常生活支援	1,200円/時	
	臨時の支援	以降30分毎に600円加算	
	公正証書遺言書作成支援		
	保証機能サービス		
	病院入院時保証機能	預託金の5%	450,000円以上
	施設入所時保証機能	(保証サービス開始日から1年以内)	3,000,000円以下
	死後事務手続きサービス		
	葬儀、埋葬等手続き支援	10万円に、預託金の5%を加算した額	葬儀、埋葬に必要な経費 (業者見積り額)
	その他必要と認められる手続き支援		利用者との協議の上、定める額
書類等預かりサービス			
日常書類等の預かり	1,000円/月	預貯金額は100万円以下	
重要書類等の預かり	1,000円~/月 ※注	現金、貴金属は対象外	

注:金融機関の貸金庫を使用するため、お預かりするものの数量によっては利用料が1,200~2,000円となる場合があります。

●ご利用までの流れ 契約準備から契約までは約3ヶ月程度かかります

1. 相談・説明

まずは社会福祉協議会までご連絡下さい。事業の詳しい内容や契約までの流れをご説明いたします。



2. 申し込み

申込書に必要事項をご記入し、必要書類を添えてご持参下さい。その上で面談を行います。



3. 面談

面談を行い事業の利用に向けて聞き取りを行い、ご希望に沿ったサービス内容を決めていきます。



4. 審査

聞き取り内容に基づいて契約が可能か審査を行い、ご連絡いたします。



5. 契約

支援の内容を再度確認し、社会福祉協議会と契約を締結します。契約後、支援計画に基づいて支援が開始されます。

※保証機能サービス、死後事務手続きサービスをご利用の際は契約の際に契約書で定めた預託金をお預かりした後、支援が開始されます。

●Q&A こんなときは…

Q 体調を崩して来週入院することになりました。保証人がいないのですが、すぐ利用できますか？

A 公正証書遺言書作成等でお時間が必要なため、すぐにはご利用できません。できるだけ元気なうちにご相談下さい。

Q 預託金は何に使われるのですか？

A 入院、施設入所時に危篤等の理由からご自身での費用の支払いが困難になった際に、契約時に社会福祉協議会でお預かりする預託金で費用の支払いを行います。預託金の算定については、入院、入所費用の3か月分としています。

Q 将来、認知症になってもサービスを受けられますか？

A 契約後、認知症などで判断能力が低下した場合は、成年後見制度等の他の制度につなぐ支援をいたします。

お問い合わせ先

「やっとかあんしん生活事業」に関するご相談・お申込みは、下記まで遠慮なくご連絡下さい。契約締結までの相談は無料です。

社会福祉法人木曾岬町社会福祉協議会

〒498-0814

三重県桑名郡木曾岬町大字三崎666番地(旧南部保育園)

TEL:0567-68-2760

FAX:0567-69-1555

Email:k-shakyo@m6.cty-net.ne.jp

木曾岬社協



<http://care-net.biz/24/kisosaki/>

受付時間 8:30~17:15

(土日祝・年末年始を除く)

